

大磯町道路・公園照明灯
LED化ESCO事業
募集要項

令和5年6月

大磯町

1 事業の趣旨

大磯町（以下「町」という。）では、大磯町環境基本条例に掲げられた基本理念の実現を図るため、2023年（令和5年）4月から地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び生物多様性地域戦略を包含した新たな大磯町環境基本計画を策定した。また、2023年（令和5年）3月に気候非常事態を宣言するとともに、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を表明している。

一方で、各道路ストックの老朽化も課題となっており、道路ストックを効率的・効果的にマネジメントしていく必要があることから、2019年（平成31年）3月に大磯町道路照明灯維持管理計画を策定した。本維持管理計画では、構造体及び灯具等の機械器具に係る維持管理だけでなく、ランニングコストの低コスト化としてLEDへの交換も視野に入れている。

公園照明灯の維持管理においては、老朽化が進んだ灯具から順にLED化を進めていたが、年間にLED灯に更新する数に限りがあり、今後、公園照明灯の老朽化が一斉に進むことが想定されること等から、迅速なLED化と柱の更新を図る方法を検討していた。

これらのことから、この度「大磯町道路・公園照明灯LED化ESCO事業（以下「本事業」という。）」を導入することとしたものである。

本事業においては、設備導入後の維持管理業務等において、民間のノウハウ、資金及び技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入することとしており、この趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために、提案の募集を公募型プロポーザルによる行うものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

大磯町道路・公園照明灯LED化ESCO事業

(2) 契約方式

シェアード・セイビングス契約※

※ここでいう「シェアード・セイビングス契約」とは、事業者の資金により省エネルギー改修を行い、町が事業者と光熱費等の削減保証を行うことを含めた契約を締結し、改修等の対価を分割して支払うことを指す。

(3) 契約期間・支払い方法

契約締結日から2034年（令和16年）3月31日まで（最長）

※光熱費・維持管理費の削減保証期間及びサービス料の支払期間（以下「ESCOサービス期間」という。）は10年間とし、120回の均等払いとする。

(4) 以下のア及びイに規定する道路照明灯及び公園照明灯（以下「既設設備」という。）を設備改修の対象とする。また、ESCOサービス期間中の維持管理の対象は、ア及びイに規定する既設設備のほか、ウに規定するLED照明灯を加えるものとする。

なお、令和2年度以降にLED化された既設設備については、更新対象には含まないが、維持管理の対象とする。

ア 道路照明灯

町の管理する道路照明灯679灯を対象とする。

イ 公園照明灯

町の管理する公園及び緑地等に設置されている公園照明灯65灯を対象とする。

ただし、大磯運動公園の全ての施設及びその他の公園におけるトイレや管理事務所内の照明灯は対象外とする。

ウ ESCOサービス期間中に町が新設したLED照明灯や、開発行為等により町に移管されるLED照明灯についても維持管理の対象とする。

なお、提案における試算には年間で道路照明灯1灯を見込むものとする。

(5) 事業費限度額

104,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

なお、この上限額は、契約金額の上限を示すものであり、町とこの金額で契約を約束するものではない。

(6) 事業内容

事業者は、既設設備の実際の設置状況を踏まえ、町と合意した内容で、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第5条第2項第3号に規定される省エネルギー改修事業（以下「ESCO事業」という。）として、自ら行った提案（以下「ESCO提案」という。）を基に契約を締結するものとする。

また、本事業の契約期間内においては、募集の趣旨の目的達成のために整備するLED道路・公園照明灯（以下「ESCO設備」という。）を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により以下の各種サービス（以下「ESCOサービス」という。）を提供するものとする。

ア 現地調査

イ 電力契約の照合及び申込み

ウ 照明灯管理システムの構築及びデータ更新

エ 管理番号標の設置

オ ESCO設備の設置に関する計画、施工及び施工管理

カ 発生材のリサイクル及び廃棄処分

キ ESCO設備の維持管理及び保証（無償修繕等）

ク 省エネルギー量の計測及び検証

3 事業者の行う業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 現地調査

ア 町が応募者に配布する既設設備資料を基に、所在地、灯柱の形状及び管理番号等、

施工や維持管理上必要となる各種情報の調査を行うこと。

イ 既設設備の灯具や使用しているランプ等の種類、引込方法（単独、分電盤）、ワット数アダプタの有無等、具体的な設備の調査を行うこと。

ウ 照明灯柱等について健全度の判定を行い、不健全と判断されたときは建替え等の対応について町と協議すること。

(2) 電力契約の照合及び申込み

ア 電力会社と緊密に連携し、既設設備に関する電力契約の調査照合を行うこと。

イ 既設設備に関する電力契約の調査及び現地調査結果の突合を行うこと。

ウ 電力契約と既設設備との数量相違の把握及び整合（照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて照明灯がないもの及び照明灯以外の設備のものを選別し、電力会社及び町と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）を行うこと。

エ LED化に伴う契約変更の申込み及び契約相違に関する新設又は減設の申込みを行うこと。

(3) 照明灯管理システムの構築及びデータ更新

ア 世界測地系データに基づくデジタルマップに、上記(1)及び(2)の結果を反映させた上でE S C O設備の把握、管理及びデータ更新が容易にできる照明灯管理システム（以下「管理システム」という。）の構築を行うこと。管理システム上で管理する必要項目は次のとおりとする。

(ア) 位置情報（管理番号、設置場所及び引込柱番号（東電柱及びN T T柱）等）

(イ) 設備概要（灯具仕様、灯柱形状、見取図及び施工者名等）

(ウ) 電力契約情報（店所番号、契約名義、お客さま番号、請求番号、契約種別、契約容量、契約灯数及び引込状況等）

(エ) 修繕及び移設等記録（設置年月、作業年月、修繕内容及び移設情報等）

(オ) 引込柱、分電盤及び回路並びに系統数情報

(カ) 写真（遠景、近景、電柱番号、地際部、その他町との協議において必要と判断されたもの）

(キ) その他（点検結果及び町民要望等）

イ 本事業開始後に町が行う灯柱の更新、新設、移設及び撤去等に関するデータについて、定期的に更新を行うこと。

ウ 上記イにより作成された最新のE S C O設備の関連データについて、毎年度、報告を行うこと。

エ 町が現在運用している統合型G I S（以下「G I S」という。）にも情報を搭載するため、上記ア及びイの情報をExcel形式のファイルに取りまとめること。

また、事業者は、取りまとめた内容について町に提出し、修正の指示があつた場合は速やかに対応すること。

オ 照明灯管理システムの操作マニュアルを作成すること。

カ 情報セキュリティ認証ISO27001の認証を受けた照明灯管理システムであること。

キ 本契約期間中、照明灯管理システムの保守管理を行うこと。

(4) 管理番号標の設置

ア 管理番号を表記した管理番号標を町民等から視認しやすい箇所に設置すること。

イ 管理番号標は劣化が起きにくく、文字の視認が容易で、メンテナンスフリーのものを採用すること。

ウ ナンバリングについては、契約後、今後の効率的な管理に資するようナンバリングの規則を提案の上、町と協議し決定するものとする。

エ LED更新済みの既存設備、E S C Oサービス期間中に町が新設した照明灯及び開発行為等により町に移管されるものについても、随時、管理番号標を設置すること。

(5) E S C O設備の設置に関する計画、施工及び施工管理

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア 本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画を策定し、施工及び施工管理を行うこと。

イ 近隣住民や交通及び施設利用者に配慮し、十分な安全対策を講じた施工計画の策定、施工及び施工管理を行うこと。

(6) 発生材のリサイクル及び廃棄処分

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定すること。

イ 撤去した発生材(灯具(グローブ、ガラス及びランプ)、安定器及びその他部品等)については、環境の観点から可能な限り再利用することとし、リサイクルの具体的な方法については、撤去品の項目ごとに報告を行うこと。

(7) E S C O設備の維持管理及び保証(無償修繕等)

ア 事業者は、町が町民等から受け付けたE S C O設備の故障(不点灯等)について、町からの連絡を基に必要な修繕を行うものとする。町からの連絡は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けることとし、修繕等の作業については、依頼を受けた日から起算して5日以内に実施すること。ただし、緊急的な初動対応が必要なとき(倒壊した照明灯が道路又は公園の利用を妨げているとき等)は、速やかに応急的な対応作業を実施するものとする。その際に生じる費用については、その損害の原因により事業者又は町が負担することとする。

なお、事業者は、E S C O設備の修繕の実施結果及びE S C O設備の維持管理状況を定期的に町に報告すること。町は、維持管理が計画通りでなく、若しくは不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずることがある。

イ 既にLED化されている照明灯についても、管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行うこと。

ウ 自動点滅器についても、E S C O設備としてE S C Oサービス期間中維持管理すること。

エ E S C Oサービス期間中に町が新設し、又は開発行為等により町に移管されるものについても、管理システムに反映し、契約終了まで、他のE S C O設備と同様に維持管理を行うこと。

オ 事業者は、E S C O設備に関する町からの連絡（更新、新設、撤去又は移設）等を受け付け、これに基づき対応作業を実施し、管理システムのデータを更新すること。また、自動点滅器の修繕結果についても同様とする。

カ 事業者は、E S C O設備が不点灯等の故障が発生していないことを確認するため、E S C Oサービス開始1年後及びE S C Oサービス終了直前に不点灯等の点検を行うこと。点検の結果、E S C O設備に不点灯等の故障が発生していた時は、直ちに修繕を行うこと。

キ 事業者は、町が町民等から受け付けた要望（まぶしい、暗い等）について、遮光板（又はルーバー等）を取り付ける、灯具の変更を行う等の対応を行うこと。

ク 事業者は、E S C O設備について自己の負担で保険に加入すること。ただし、加入する種類及び内容等は町と協議の上、決定するものとする。

(8) 省エネルギー量の計測及び検証

ア 事業者は、E S C O提案により示した電気使用削減量及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を町に提示し、E S C Oサービス期間中において、E S C Oサービス導入によるコスト削減効果の検証を行うこと。

イ 事業者は、検証の結果、E S C O契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかったときは、町に対してその差額を補償するものとする。

4 事業場所

大磯町内全域（ただし、他の自治体との行政境付近において、他の自治体の区域内に町が管理する既設設備が設置されているときは、その範囲も含むものとする。）

5 契約者

大磯町長

6 応募条件

(1) 応募要件

ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。

イ グループで応募するときは、事業役割を担う代表者を1者選定し、構成員の役割分担を明確にする。また、「大磯町道路・公園照明灯LED化E S C O事業共同企業体取扱要項」に基づき、合意書（様式第1号）を町に提出すること。

ウ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行うこと。

エ 応募者は、「大磯町環境基本計画」の趣旨を理解し、本事業に取り組むこと。

オ 応募者は、「大磯町景観計画」等の趣旨を踏まえ、良好な都市景観の形成に努めること。

カ 応募者は、事業実施に当たり関連法令を遵守すること。

(2) 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担うこと。

ア 事業役割

町との対応窓口となり、契約等の諸手続を行い、事業遂行の責を負うこと。

イ 設計役割

設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。

ウ 施工役割

施工に関する業務を全て実施すること。

エ 金融役割

資金調達業務等を実施すること。

オ その他役割

上記ア～エ以外の既設設備の設置状況の調査、E S C O設備調達、維持管理等に関する業務を各々実施すること。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループで応募するときは、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

ア 応募者は、応募の際に提出する書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、対象設備の電気使用削減量を提案できる者であり、削減量が達成できないときは、保証措置を講じることができる者であること。

ウ 応募者は、E S C O設備導入後の電気使用削減量及び削減保証額を計測及び検証することができる者であること。

エ 応募者は、事業運営及び維持管理を円滑に行うため、迅速に対応ができる者であること。

オ 応募者は、かながわ電子入札共同システムによる令和5・6年度の入札参加資格の認定を受けていること。なお、グループで応募するときは、グループ内の全ての構成員がかながわ電子入札共同システムによる令和5・6年度の入札参加資格の認定を受けていること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に大磯町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成4年10月制定）又は神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月制定）に基づく指名停止の措置を受けている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法

(昭和27年法律第 172号。以下「旧法」という。) 第30条第 1 項及び第 2 項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。(以下「更正手続開始の申し立て」という。)) をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第 1 項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者がその者に係る同法第199条第 1 項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があったときは、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

エ 応募資格提出書類に虚偽の記載をした者、又は重要な事実について記載をしなかった者

オ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

カ 最近 1 年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者

7 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、提出書類は、大磯町情報公開条例に基づき、公開することがある。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 町からの提供書類の取扱い

町が提供する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は 1 件を上限とする。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は、破産又は解散をした場合を除き認めない。ただし、やむを得ない事情が生じたときは、町と協議を行い、町がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ町が認めたときはこの限りではない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

- (9) 虚偽の記載の禁止
提出書類に虚偽の記載をしたときは、参加表明書又は提案書を無効にする。

8 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

応募者は「6 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

町は、応募者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案要請通知書を文書（電子メール）で送付するものとする。

(3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

E S C O提案を審査し、選定する委員会（以下「選定委員会」という。）において、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定するものとする。

なお、本事業提案の応募者が1者であったときは、最優秀提案者1者を選定するものとする。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、契約を締結するまでの諸条件について、町との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は、入札を経て町と協議を行い、協議が整えばE S C O契約を締結し、契約事業者となるものとする。

優先交渉権者との協議が整わないときは、協議不成立の旨を優先交渉権者に通知するとともに、優先交渉権を解除し、優秀提案者との詳細協議を行うものとする。ただし、優秀提案者がいないときは、改めて選定を行うものとする。

なお、契約までの費用については、事業者の負担とする。

(6) 事務局

本E S C O提案募集に関する事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：大磯町 都市建設部 建設課 道路管理係

所在地：中郡大磯町東小磯183番地

電話：0463-61-4100（代表）内線（234）

電子メール：kanri@town.oiso.kanagawa.jp

9 事業全体スケジュール

- (1) 本事業は、次の日程（予定）で行うものとする。

No	項目	日程
1	公募開始・ホームページ公開	令和5年6月19日～
2	質問受付	令和5年6月19日 ～令和5年6月23日
3	質問回答期限	令和5年7月3日

4	参加表明書・資格確認書受付	令和5年7月3日 ～令和5年7月11日
5	応募者資格確認結果、提案要請書の通知期限	令和5年7月19日
6	提案書の受付	令和5年7月19日 ～令和5年7月28日
7	プレゼンテーション・審査	令和5年8月9日
8	最優秀及び優秀提案の選出、 審査結果通知期限	令和5年6月19日 ～令和5年度中
9	事業計画書作成、詳細協議	
10	E S C O契約の締結	
11	現地調査、E S C O設備の施工	
12	E S C Oサービスの開始	令和6年度中
13	E S C O設備の維持管理等	サービス開始～10年間 2034年3月31日まで（最長）

(2) E S C O提案募集の手続き

ア 公募開始・ホームページ公開

募集要項等は、町のホームページにて公表するものとする。

イ 質問受付・質問回答

募集要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書（様式第2号）を使用し、質問は1件につき1枚提出すること。

なお、受付は「8 事業者選定の流れ(6)事務局」に記載された電子メールアドレスに送信することとし、電話、F A X及び持参等は不可とする。また、電子メール送信の際は、件名を「大磯町道路・公園照明灯L E D化E S C O事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話で指定した電子メールアドレスに送信されているか確認すること。

(イ) 受付期間

令和5年6月19日（月）から令和5年6月23日（金）午後5時まで

(ウ) 質問の回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和5年7月3日（月）に町ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により必要な書類を持参すること。

ア 受付期間

令和5年7月3日（月）から 令和5年7月11日（火）まで

イ 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土日祝日除く）

ウ 受付場所

大磯町 都市建設部 建設課 道路管理係
（中郡大磯町東小磯183番地 本庁舎2階）

エ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

(ア) 参加表明書（様式第3号）

グループで参加のときは、代表企業名で作成し提出すること。

(イ) グループ構成表（様式第4号）及び合意書（様式第1号）

グループとして応募するときは、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、金融役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。

(ウ) 履行保証書（様式第5号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）があるとき、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

(エ) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

(オ) 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

(カ) 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通綴じたものとし、事務所が複数箇所あるときは、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(キ) 財務諸表等

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の財務諸表を綴じたものを提出すること。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行うときは、その関係会社の財務諸表等も添付すること。

(ク) 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

a 会社概要（様式第6号の1）

b 企業状況表（様式第6号の2）

- c 有資格技術職員内訳表（様式第6号の3）
 - d 各役割の責任者業務実績表（様式第6号の4）
 - e その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行うときは、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。
- (ケ) 特定建設業の許可証明書
- 施工役割を担う者は、建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書の写しを提出すること。
- (コ) ESCO関連事業実績一覧表（様式第7号）
- 様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。
- a 事業件名
契約書上の正確な名称を記入すること。
 - b 発注者
発注者名を記入すること。
 - c 受注形態
単独又はグループの別を記入すること。
 - d 契約金額
消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（千円単位）
 - e 契約年月日
契約締結日を記入すること。
 - f 契約期間
契約始期及び終期を記入すること。
 - g 施設（設備）概要
施設分類（道路照明灯、公園照明灯又は防犯灯等）、数量、改修工事完了年月日を記入すること。
 - h 主な契約内容
対象機器、全体の省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングス又はシェアード・セイビングス）、保証の有無及び計測並びに検証の有無も明記すること。
- (サ) 各資格者証の写し
- 有資格者技術職員のうち、各代表1名分の資格者証（表・裏）の写しを提出すること。
- (シ) 監理技術者資格者証の写し
- 施工役割を担う者は、監理技術者資格者証（表・裏）の写しを提出すること。
- (4) 資格確認結果及び提案要請通知書の送付
- 参加資格の結果は、令和5年7月19日（水）に文書（電子メール）で町から応募者

(グループで応募したときはその代表者) に送付するものとする。

応募資格要件を満たした応募者については、提案要請通知書及び「(6)配布資料」を併せて送付するものとする。

(5) 提案書類の提出

提案要請通知書を受けた応募者は、町が提供する配布資料に示す資料を基にE S C O事業提案書類を作成し、事務局へ持参すること。

ア 受付期間

令和5年7月19日(水)から令和5年7月28日(金)

イ 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土日祝日除く)

ウ 提出書類

「11 E S C O提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(6) 配布資料

E S C O事業提案要請通知書と併せて応募者に配布する資料は次のとおりとする。

ア 既設設備の数量内訳

イ 電気料金明細書及び維持管理費の過去3年間の実績

(7) 参加を辞退するとき

提案要請通知書を受けた応募者が以降の参加を辞退するときは、提案書受付の締切日までに提案辞退届(様式第8号)を1部、事務局に持参すること。

10 提案書類における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書類を作成すること。

(1) シェアード・セイビングス契約を実施できること。

(2) 応募者の資金により省エネルギー改修を行い、事業費(E S C Oサービス料)が事業費限度額未満であること。

(3) E S C O契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかったとき、その分を保証することができること。

(4) 町の事業スケジュールに基づき事業を実施できること。

(5) 維持管理計画書を提出し、町の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。また、維持管理にかかる経費は原則として応募者負担とする。

(6) E S C O契約終了後、本事業対象となるE S C O設備を町へ無償譲渡すること。

(7) 「9 事業全体スケジュール」で示したE S C Oサービスの開始までに応募者の責により工事が完了しないとき、既設設備のL E D化工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は応募者が負担すること。

(8) その他、この要項に定めることその他、E S C O提案の募集等の実施に当たって必要な変更事項が生じたときは、応募者に通知するものとする。

11 E S C O提案提出書類・作成要領

(1) E S C O事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを事務局に10部提出すること。なお、提案構成書（様式第9号）については10部のうち2部のみ添付すること。

- ア 提案構成書（様式第9号）
- イ 提案総括表（様式第10号の1～第10号の3）
- ウ 事業資金計画書（様式第11号の1～第11号の2）
- エ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第12号）
- オ 照明灯管理システムに関する提案書（様式第13号）
- カ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第14号）
- キ 使用機器提案書（様式第15号）
- ク 既設デザイン照明灯に関する提案書（様式第16号）
- ケ 維持管理等提案書（様式第17号の1～第17号の2）
- コ 計測・検証計画書（様式第18号）
- サ 契約終了後の対応（様式第19号）

(2) 作成要領

- ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとすること。なお、原則としてフォントはMS明朝体12ポイントで統一すること。
- イ 各提案書類には、会社名、住所、氏名及びロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。
- ウ 提案構成書により提出書類の構成を示した上で、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- エ CO₂排出係数
エネルギーに関する計算において、CO₂排出係数は0.441[kg-CO₂/kWh]とする。
- オ 電気料金及びエネルギー削減の試算
電気料金及びエネルギー削減の試算に当たっては、令和5年4月度の公衆街路灯A契約における電気料金単価（東京電力）を採用すること。また、電力料金及び年間点灯時間の表示に関するガイドライン（（一社）日本照明工業会）より、年間点灯時間は、4,000時間/年とすること。

12 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

選定委員会が、「大磯町道路・公園照明灯LED化ESCO事業 採点表」により行うものとする。

(2) 審査の流れ

ESCO提案の審査については、次の要領で行うものとする。

- ア プレゼンテーションの出席者は5名以内とすること。

- イ 応募者は、提案書類をもとに口頭によるプレゼンテーションを行い、その後、選定委員による質疑応答を行うものとする。
- ウ プレゼンテーションは、提出した事業提案書を基に行うことを原則とするが、プロジェクターの使用は可とする。
- エ プロジェクターを使用するときは、パソコン（Windows10Pro、Microsoft Office LTSC professional Plus2021）、プロジェクター及びスクリーンは町が用意するため、プレゼンテーション前日までに当日使用するデータを事務局に提出すること。
- オ プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。
- カ プレゼンテーションは、令和5年8月9日（水）に開催するものとする。なお、会場は大磯町役場又は町関連施設の会議室とし、詳細は応募者に別途通知する。
- キ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、選定委員会において、提案内容の審査を行うものとする。
- ク 審査の結果、選定委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点のときは、提示された事業費がより安価な応募者を優先交渉権者とする。

合計評価点が同点であり、事業費も同額の応募者が2者以上あるときは、くじ引きより決定する。

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、令和5年8月21日（月）までに応募者に採点結果を付して文書（電子メール）で通知する。なお、電話等による問合せには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。最優秀提案者及び優秀提案者については、町ホームページで公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出されたとき。
- イ 提案書類に虚偽の記載があったとき。
- ウ 提案内容に不足があったとき。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- オ 本募集要項に違反すると認められるとき。

13 E S C O設備の灯具仕様

(1) 共通事項

- ア LED灯具及びランプ、自動点滅器等は全て国内メーカーの製品とすること。また、メーカーはIS09001（品質）及び IS014001（環境）を取得していること。
- イ 既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている道路照明灯は、同等の機能を有すること。ただし、現場状況により不要とされるものがあることから、詳細については町と協議の上、決定すること。

ウ LED灯具の本体色は、灯柱に近い色とするとともに近隣の景観にも意識したものとすること。ただし、地域性や既存設備の状況に応じ、町と調整をして最終決定をすること。

エ 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。

オ 製品に使用されているLEDチップは、製造業者を明確にできること。

カ フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策がなされている構造であること。

キ 重耐塩仕様を標準とすること。

ク 既設照明柱に通常の設置が困難なときは、アダプタを設置し、交換を行うこと。

ケ 入力電圧は100から200Vまでに対応できること。

コ 落雷による故障を低減するために、耐雷サージ機能を搭載すること。

(2) LED道路照明灯の灯具仕様

ア LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月、国土交通省）（以下「ガイドライン」という。）に適合する製品を使用すること。

イ ガイドラインに適合していることを証明する製品仕様書及び根拠資料を提出すること。

ウ LED化工事後も、既存の道路照明灯と同等以上の照度を確保することを原則とし、灯具設置角度の調整が可能であること。ただし、現場の状況（道路幅、車線数等）に応じて、新規に提案することを妨げないものとする。

エ LED灯具性能・構造

(ア) 曲線型ポール及び直線型ポールのどちらにも取り付けが可能な製品とすること。

(イ) LED灯具の光色は昼白色を原則とする。ただし、現場の状況（景観・周辺状況等）に応じて、新規に提案することを妨げないものとする。

(ウ) LED化工事後の町民等からの要望に対応するため、遮光板（又はルーバー等）を灯具に取り付けることが可能な構造であること。

(エ) 落下防止ワイヤーを取り付けていること。

オ デザイン灯に関する構造等

専用に設計されたデザイン灯については、上記エによらなくても構わないものとする。また、事業者の自由な発想と創意工夫ある提案に基づくLED化も可能とする。

(3) LED公園照明灯の灯具仕様

ア 一般事項

(ア) 使用するLED灯具及びランプ等については、電気用品安全法その他、関連するJIS規格等に適合又は参考としていること。

(イ) LED照明は、既存照明と同等以上の照度を確保することを原則とし、可能な限り照度分布図により確認できること。

イ LED灯具性能・構造

- (ア) 定格寿命は、60,000時間（光束維持率75%）以上とすること。
- (イ) 防塵・防水性能は、従来の防雨型に相当するIP23以上とすること。
- (ウ) 既設ポールに取り付けが可能であること。
- (エ) LEDモジュール制御装置が器具内若しくはポール内に収容できる構造であること。
- (オ) LED灯具の光色は、昼白色・電球色に対応できること。
- (カ) 遮光板（又はルーバー等）を取り付けることが可能な構造であること。
- (キ) 光束は、水銀ランプの半分程度の光束を目安とすること。

ウ デザイン灯に関する構造・性能等（既設が丸形、傘型、籠形、道路照明型以外のもの）

- (ア) ランプ交換のとき
 - a 既設灯具を再利用し、LEDランプ（定格寿命40,000時間（光束維持率70%）以上）に交換すること。
 - b 既存灯具と同等以上の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。
 - c 現地調査の結果、ランプ重量や放熱、老朽化等により既設灯具に安全性が確保できないとき、灯具交換を行うこと。詳細については、町と協議の上、決定すること。
- (イ) 灯具交換のとき
 - a 灯具交換に際し、アーム先端にアダプタ等が必要なときはこれを設置し、灯具交換を行う。
 - b 灯具の性能等は、上記(2)を基本とするが、詳細については町と協議の上、決定すること。
 - c 既存灯具と同等以上の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができること。
 - d 交換する灯具が既設と大きくデザインが異なるときは、町と調整の上、決定すること。

14 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行に当たって疑義が生じたときは、町と事業者の両方で誠意をもって協議するものとする。

(2) 事業計画書等の作成

- ア 優先交渉権者決定後、当該事業者は、提案内容を踏まえた事業計画書を作成し、詳細協議を行うこと。

イ 契約締結後、事業者は、速やかに事業実施計画書を作成し、町と実施協議を行うこと。

(3) 町と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

提案事項が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担するものとする。ただし、天災及び経済状況並びに運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由があるときは、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

町と事業者の責任分担は、原則として「予想されるリスクと責任分担表」（以下「分担表」という。）によるものとし、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。なお、分担表に該当しない事項が発生したときは、別途協議を行うものとする。

ウ 町が別途発注する工事に関する措置

事業者がLED化工事を実施後に、町がそのLED灯具を再利用し、既設の灯柱のみを更新する工事を発注するときがある。このときの責任分担については、町の工事完成後、施工業者から引き渡しを受けてから1年間（契約不適合責任期間）については町（施工業者）の負担とするが、それ以降については、事業者の負担とするものとする。

エ E S C O契約の締結及び事業の継続が困難となったときにおける措置

優先交渉権者が、詳細協議実施後にE S C O契約の締結ができないとき又はE S C O契約締結後に事業の継続が困難となったときは、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) 提案書類と事業計画書の内容が大きく乖離したとき等、優先交渉権者の責により契約できないときは、町は次点交渉権者と協議を行うこととし、優先交渉権者は町に対してそれまでに要した費用を請求できない。

(イ) E S C O契約締結後、町の責により事業が中止されたときは、事業者は提案書類で提示した金額を上限に、町と協議の上、合意した金額を請求できるものとする。

なお、E S C O契約後に事業の継続が困難となったときの措置については、契約書において定める。

15 契約に関する事項

(1) 契約の手順

町と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意したときに契約締結のための手続きを行うものとする。

(2) 契約の概要

本募集要項、町が承諾した事業計画書に基づき、町と事業者の間で、本募集要項に定める詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき工

事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法等を定めるものとする。また、町と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

目次

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
3	事業者の行う業務範囲	2
4	事業場所	5
5	契約者	5
6	応募条件	5
7	応募に関する留意事項	7
8	事業者選定の流れ	8
9	事業全体スケジュール	8
10	提案書類における提示条件	12
11	E S C O提案提出書類・作成要領	13
12	審査及び審査結果の通知	13
13	E S C O設備の灯具仕様	14
14	事業実施に関する事項	16
15	契約に関する事項	17